# ∖最大1000万円/

# 珠洲市起業促進支援補助金

# 新規起業・第2起業を支援します

#### 対象になる方

新規起業及び第2起業を行う方で、市内に住所を有する個人ま たは事業所を有する法人で下記に該当する方

- ■珠洲商工会議所への加入(実績報告書提出までに加入)
- ■補助対象経費が450万円を超える事業を行う者
- ■5年以上の事業継続等

#### 補助金の額

補助対象経費×2/3 最大 1000万円

#### 補助対象経費

- ·土地購入費
- ·事業所購入·新築·改築·増設費
- 事業所賃借料(1年間)
- ・機器・機械購入費及び賃借料(1年間)
- ・事業所新築・改築・増設に伴う設計費
- ·車両購入費(※)



・補助金を申請する場合 は、事前に産業振興課 に相談してください。

※キッチンカー等の店舗として機能を有する車両の購入に必要な経費

審査会(外部委員3名、行政委員1名)による審査を 経て、補助金の交付決定等が行われます。

## 図 問い合わせ先

珠洲市役所 産業振興課 0768 - 82 - 7775

詳しくは、 珠洲市役所ホームページ



### 交付決定までの手続きの流れ

 ①申請に関する相談

 ②申請書の提出(着工・着手前)

 審査会

 ④事前審査 (石川県産業創出支援機構)

 ⑤結果報告

 ⑤珠洲市産業創出等審査会による審査

 ⑦交付決定(審査結果によっては不交付決定)

#### 補助対象外

■石川県起業補助金や珠洲の仕事場創業・拡大支援助成金 との併用はできません。

石川県起業促進補助金や珠洲の仕事場創業・拡大支援助成金を活用し、 起業する方は補助対象外となります。

## 以下に該当する方も補助対象外となります

- 事業承継するもの
- ・フランチャイズ契約又はこれに類するもの
- ・宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- ・公序良俗に反する者
- ・農業、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業、医療、福祉、教育、学習支援業、専門サービス業など